

経済産業省

令和2年6月29日

各鉱山・炭鉱 鉱業権者及び鉱業代理人 殿

北海道産業保安監督部
鉱山保安課長
鉱害防止課長

豪雨及び台風時期における保安対策の強化について

本年も豪雨・台風等による風水害の危険性が高まる時節となりました。

平成30年、令和元年には、全国各地で豪雨や台風等による多数の被害が発生しており、北海道管内でも平成28年には台風の接近・上陸等によるこれまでの想定を超える大雨が発生していることから、大雨に対する対応は十分実施されていることと存じますが、施設の点検、非常用資材の確認、緊急時の連絡体制など、新型コロナウイルス感染症対策にも十分配慮しつつ、豪雨、長雨等に対する万全の措置を講じてください。

特に、下記事項については、それぞれの鉱山に応じた具体的な点検を行い、適切な措置を講ずるとともに、監視体制を一層強化して災害及び鉱害の防止に努めてください。

なお、水害、風害、震災その他の自然災害が発生したとき、事故の発生、排水基準に適合しない坑廃水を排出したとき等は、鉱山保安法施行規則第46条第1項に基づく報告が必要ですので、速やかに当部に連絡してください。

記

1. 緊急時における保安要員の確保及び監視の強化
(特に夜間における緊急時体制の充実)
2. 緊急時の連絡体制の確立及び周知
(特に夜間における緊急時体制の充実)
3. 応急資材の確保及び整備
4. 露天掘採場の残壁、切羽、貯鉱場等の崩壊・流出防止
5. 露天掘採場における排水施設の整備
6. 鉱山道路の点検の強化
7. 集積場、沈殿池等の崩壊・流出防止
8. 坑廃水処理施設の管理強化 (停電や道路不通などの不測の事態が発生しても、継続的に坑廃水処理施設の機能を維持するため、復旧対策及び手順の計画策定並びに設備・資材等の確保など)
9. 坑口及び旧坑口への雨水の流入防止 (閉そく箇所を含む)
10. 坑内における排水施設の整備、湧水量の変化状況の把握